

令和8年度 おおむら応援まちトク商品券事業 約 款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 今般の景気の閉塞感を打開するため、市内の経済活動を支援し、商店街等での販売促進等を行うことにより地域における消費活動を喚起し、地域経済の好循環を図ることで、大村市に住む人々、企業や地域が「トク」をすることを目的として、大村市商店会連合会（以下「連合会」という。）、大村商工会議所及び大村市が協力し、おおむら応援まちトク商品券事業（以下「事業」という。）を実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、連合会とする。

(実施期間)

第3条 事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和8年10月13日までとする。

(発行総額等)

第4条 1 おおむら応援まちトク商品券（以下「商品券」という。）の発行総額は、1億4千万円を上限とする。
2 商品券の販売額は、1億円を上限とし、その40%を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券)

第5条 1 商品券の発行者は、連合会とする。
2 商品券は1枚額面500円券の14枚綴りを1冊として販売し、発行冊数は2万冊とする。

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 商品券の種類
- (3) 利用可能な金額、期間、商品、サービス等
- (4) 偽造防止に関する事項
- (5) 商品券番号
- (6) つり銭の対応に関する事項
- (7) 紛失、盗難、滅失等の免責に関する事項
- (8) 商品券の返品の手続きに関する事項
- (9) 約款に関する事項

第2章 商品券の発売

(購入対象者)

第7条 商品券を購入できる者は、大村市に居住し、又は大村市内の事業所に勤務する18才以上の者（以下「購入対象者」という。）とする。

(購入限度額)

第8条 商品券は、購入対象者1人につき最大2冊まで購入することができるものとする。

(販売場所及び販売日時)

第9条 商品券の販売場所及び販売日時は、次のとおりとする。

販売場所	販売日時
大村市中央公民館	令和8年6月27日(土) 10時から16時まで
大村市中地区公民館	令和8年6月27日(土) 10時から15時まで
大村市郡地区公民館	令和8年6月27日(土) 10時から15時まで
大村市創業・交流支援施設 onova	令和8年6月27日(土) 10時から16時まで

(周知方法)

第10条 商品券の販売等に関する周知は、次に掲げる媒体により行うものとする。

- (1) 大村市広報誌、ホームページ
- (2) 大村商工会議所の商品券事業専用ホームページ、5月会報誌
- (3) ポスター、新聞折込広告、フリーペーパー
- (4) X、Instagram等のSNS
- (5) その他媒体

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第11条 商品券を利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、令和8年7月1日(水)から令和8年8月31日(月)までとする。

(商品券の利用事業所)

第12条 商品券を利用できる事業所は、第20条第1項の規定による承認を受けた事業所(以下「加盟店」という。)とする。

(対象商品、サービス等)

第13条 商品券は、加盟店が取り扱う商品、サービス等について、利用できるものとする。ただし、次に掲げる商品、サービス等を除く。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、官製はがき、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (2) たばこ
- (3) 遊技場、性風俗関連特殊営業に係るもの
- (4) 出資、債務等の支払い
- (5) 国、地方公共団体等への支払い(保険対象の医療費を含む。)
- (6) 加盟店が指定する商品、サービス等

(つり銭)

第14条 加盟店は、商品券の利用により生じるつり銭を支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第15条 購入対象者が購入した商品券の紛失、盗難、滅失等については、連合会及び加盟店は、その責を負わないものとする。

(不正利用等による損害)

第16条 連合会は、偽造された商品券の不正利用等により事業に損害が生じた場合は、当該不正利用等を行った者に損害賠償を請求するものとする。

(未利用の商品券の払戻し等)

第17条 連合会は、販売した未利用の商品券の払戻し及び返金には、応じないものとする。

(加盟店の要件)

第18条 加盟店は、長崎県に本社機能を有する者で、連合会の加盟店舗であり、かつ、反社会的勢力に該当しないものとする。

(加盟店の募集)

第19条 連合会は、前条に規定する要件を満たす者に対して事業への参加を要請し、加盟店を募集するものとする。

(加盟店の登録手続)

第20条 1 加盟店の登録を受けようとする事業所は、おおむら応援まちトク商品券事業参加申請書（様式第1号）を提出し、連合会の承認を受けるものとする。

2 連合会は、前項の申請があった場合は、申請者が前条に規定する要件を満たすことを確認し、適当と認めるときは、当該申請者に対し、次に掲げる書類を交付する。

- (1) おおむら応援まちトク商品券事業登録証明書（様式第2号）
- (2) 加盟店ポスター
- (3) 加盟店証

(加盟店登録料及び換金手数料)

第21条 加盟店登録料及び商品券の換金手数料は、無料とする。

(振込手数料)

第22条 加盟店に商品券の売上代金を振り込む際の振込手数料は、連合会が負担する。

(換金方法)

第23条 1 商品券の換金窓口は、おおむら応援まちトク商品券事業事務局（以下「事務局」という。）とする。

2 事務局の営業時間は、令和8年7月7日から令和8年10月13日までの10時から15時までとする。

3 商品券の換金申請を行う加盟店は、令和8年7月7日から令和8年10月7日までに、事務局におおむら応援まちトク商品券事業登録換金申請書（様式第3号）を提出する際に、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) おおむら応援まちトク商品券事業登録証明書（様式第2号）
- (2) 利用済み商品券（裏面に加盟店スタンプ等を押印等したもので、50枚以上換金する場合は、50枚単位にまとめたもの）
- 4 連合会は、前項の書類の提出又は提示があったときは、申請者が加盟店であることを確認し、当該書類の内容を照合し、適当と認めるときは、加盟店に受領書を交付する。
- 5 連合会は、第3項の提出期限後に提出されたおおむら応援まちトク商品券事業登録換金申請書（様式第3号）には、応じないものとする。
- 6 連合会は、おおむら応援まちトク商品券事業登録換金申請書（様式第3号）を受け取った日から1週間以内に振込を実施するものとする。

(加盟店の責務)

第24条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店ポスター及び加盟店証を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 利用者が利用期間中に商品券を利用するときは、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- (3) 利用者が利用期間中に商品券を利用するときは、おおむら応援まちトク商品券であることを確認し、利用できない商品券の受取りを拒否すること。
- (4) 利用済みの商品券の裏面に加盟店スタンプ等を押印等すること。
- (5) 既に加盟店スタンプ等が押印等されている商品券の受取りを拒否すること。
- (6) 偽造された商品券の不正利用等の疑いがある場合は、当該商品券の受取りを拒否するとともに速やかに連合会に報告すること。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は、行わないこと。
- (8) 連合会が事業に関する調査を行う場合は、協力すること。

(9) 加盟店が利用者から受け取った商品券の紛失、盗難、滅失等については、当該加盟店がその責を負うものとし、損害を補填すること。

(10) 本約款に定める事項を遵守すること。

(承認の取消し)

第25条 連合会は、加盟店について、第13条、第14条又は第24条に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、第20条第1項の規定による承認の取消し又は損害賠償を請求することができる。

(変更の届出)

第26条 加盟店は、おおむら応援まちトク商品券事業参加申請書(様式第1号)に記載した登録情報を変更した場合は、速やかに連合会に届け出るものとする。

第4章 雑則

(返還請求等)

第27条 連合会は、商品券を購入した者が次の行為を行った場合は、購入した商品券のプレミアム相当額の返還を請求し、連合会で審議し、決定した処置をとることができる。

(1) 商品券を他人に売却すること。

(2) 商品券を担保に供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する事業の趣旨に反すること。

(連合会の責務)

第28条 連合会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。

(2) 商品券の発行枚数、回収枚数及び在庫枚数を記載した帳簿を作成すること。

(3) 商品券の保管を厳重に行い、未販売の商品券は、金庫等に保管すること。

(4) 商品券の紛失、盗難、滅失等が発生したときは、速やかに当該紛失、盗難、滅失等した商品券番号を加盟店に報告すること。

(5) 商品券の換金に係る情報をデータで集計すること。

(6) 連合会が加盟店から受け取った商品券の紛失、盗難、滅失等については、連合会がその責を負うものとし、損害を補填すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業に必要な運営管理を行うこと。

(その他)

第29条 1 事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 大村市商店会連合会

所在地 大村市本町458番地2

電話番号 0957-53-4222

(2) おおむら応援まちトク商品券事業事務局

所在地 大村市本町390番地1

電話番号 0957-46-7507

メールアドレス mati.toku@abelia.ocn.ne.jp

2 本約款に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、連合会が別に定める。

附 則

(施行期日)

本約款は、令和8年4月1日から施行する。